

FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議

平成 29 年 1 月 30 日(月)
午前 10:00 ~ 10:30
財務省 第3特別会議室

<議事次第>

1. 開会
2. 第四次相互審査への対応について
3. 有効性の審査における留意点
4. 閉会

<配布資料>

- ・ 資料1
- ・ 資料2

議會連絡關係省厅FATF

於財務省第3特別會議室
平成29年1月30日(月)

10

「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の設置について

平成17年12月22日
関係省庁申合せ
平成27年12月18日改定

- 1 FATF勧告実施に関して、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の総合的な推進を図るため、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるとときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に分科会を設置する。分科会は、関係省庁の職員をもって構成する。
- 4 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、警察庁、金融庁、法務省、外務省及び財務省において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別添

関係省庁連絡会議のメンバー

議長	警察庁	刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止対策室長
	金融庁	総務企画局総務課国際室国際銀行規制調整官
	法務省	刑事局国際課長
	外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長
	財務省	国際局国際機構課企画官
構成員	内閣官房	内閣参事官
	内閣府	政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当） 大臣官房公益法人行政担当室参事官
	警察庁	生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長 警備局警備企画課警備調査企画官
	金融庁	総務企画局企画課調査室長 総務企画局企業開示課開示業務室長
	総務省	大臣官房企画課長 自治行政局行政課長 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課長 大臣官房秘書課国際室長 民事局民事第二課長
	財務省	大臣官房政策金融課長 国際局調査課外国為替室長 国税庁長官官房総務課国税企画官
	文部科学省	大臣官房国際課長
	厚生労働省	労働基準局労働者生活課労働金庫業務室長
	農林水産省	食料産業局食品流通課長 経営局金融調整課長 水産庁漁政部水産経営課長
	経済産業省	製造産業局生活製品課企画官 商務流通保安グループ参事官 商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長 商務流通保安グループ消費経済企画室長 商務流通保安グループ商取引監督課長 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長 中小企業庁事業環境部金融課長
	国土交通省	土地・建設産業局不動産業課長 大臣官房危機管理官

オブザーバー

法務省 刑事局公安課長
最高検察庁 公安部公安全事務課長
財務省 関税局調査課長
厚生労働省 医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
証券取引等監視委員会事務局 特別調査課長